

職務内容書（理事長）

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「当法人」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的として、平成15年10月に設立された。

今回の公募の対象である理事長は、主務大臣たる厚生労働大臣の監督の下、当法人を代表し、その業務を総理することが求められています。

1. 機関名：独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

（法人の業務概要）

当法人は、平成15年10月に設立された独立行政法人であり、厚生労働省の政策等に基づき、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的としている。主な業務内容は以下のとおり。

- （1）重度の知的障害者に対する自立のための総合施設の設置・運営
- （2）知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究及び情報提供
- （3）知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修
- （4）障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言
- （5）その他附帯業務

2. ポスト：理事長1名

（任期5年：平成30年4月1日～平成35年3月31日※）

※独立行政法人通則法第21条第1項の規定に基づき、任命の日から厚生労働大臣が指示する中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

理事長は、当法人の基本的な業務経営方針を立案し、理事2名に適切に業務を分掌させ、厚生労働大臣の定める中期目標及びその達成するための中期計画に基づく上記1に掲げる業務及び次の事項を含む法人全体の運営管理（職員総数350名）を総理する。

- （1）当法人の運営

厚生労働大臣の認可を受けた中期計画及び厚生労働大臣に届け出た年度計画に基づいて、当法人が行う業務全体を総理する。その際、強いリーダーシップと改革意欲をもって、機動的・弾力的な組織運営を行う。

また、施設入所利用者の減少や社会的ニーズへの的確な対応を図り、効率的な運営体制を確保し、業務の簡素化、効率化を図る。

(2) 関係機関等との連携

当法人の活動について、地域移行の推進、新たな施設入所利用者の受入、調査研究の成果を発表する研修会やセミナーの実施などを通じて、全国の障害者支援施設、関係機関、研究機関、研究者と十分に連携して、円滑な業務運営を図っていく。

(3) 内部統制の推進と情報セキュリティの強化

当法人の代表として、役職員のコンプライアンスの徹底を図るとともに、内部統制委員会の開催、内部監査の実施、リスク対応に重点を置いた取組、継続的なモニタリングによる進行管理、事故防止対策など推進して、内部統制の推進に取り組む。

また、情報セキュリティ上の脅威が高まっている状況の中、情報セキュリティの強化に取り組む。

(4) 国立のぞみの園の在り方検討会に対する対応

地域移行の困難な施設入所利用者の処遇や今後の事業展開、財政の問題、施設の老朽化など当法人を取り巻く状況の変化を踏まえて、中長期的な運営方針を検討する場として、「(独)国立のぞみの園の在り方検討会」を開催しているが、その検討結果を踏まえ、当法人の代表として、今後の法人の中長期的な運営方針について、将来を見据えた先見力、判断力及び決断力をもって実行する。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で70歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- ・ 当法人が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していること。
- ・ 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、350人規模の組織を管理する十分な能力を有していること。
- ・ 民間企業や国、地方公共団体、関係機関等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：法人本部（群馬県高崎市寺尾町2120-2）
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与：年収約1,400万円（地域手当、特別手当含む）及び通勤手当
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、健康診断（1回）
- ・ 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急召集の場合あり
- ・ その他：給与等の条件は変わることがある。

(2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て厚生労働大臣が任命

6. 応募方法

(1) 応募書類等

次の書類を（2）の応募先宛て簡易書留により郵送してください。

なお、提出された書類につきましては、返却致しません。

- ・ 履歴書
 - ※ 特に、これまでの職務の経歴については、勤務先名、役職、在職期間、担当業務などできるだけ具体的に記述する。なお、別紙として添付することも可能。
- ・ 自己アピール文書（A4で2枚以内。自らがこのポストに適任であることをポイント毎に簡潔にまとめること。）
 - ※ 応募書類は上記のとおりですが、今回の公募を何によって知ったか、末尾のアンケート用紙又は、任意様式によりご回答いただければ幸いです。なお、当該アンケートの回答の有無及び回答内容は、選考には一切関係ありません。

(2) 応募先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室のぞみの園係

TEL 03-5253-1111 内線3061

(3) 応募期限

平成29年12月14日（木）必着

7. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事由に該当する場合は、理事長となることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○ 独立行政法人通則法

（役員の欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第五十條の三 中期目標管理法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

8. 問合せ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室のぞみの園係

TEL 03-5253-1111 内線3061

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html

アンケート用紙

今回の役員公募について、どのようにお知りになりましたか、該当する□にチェックしていただき、応募書類に同封して送付していただくようお願いいたします。

(複数回答可)

内閣官房ホームページ

厚生労働省ホームページ

のぞみの園ホームページ

その他（具体的に記入して下さい。）

--